

第一回國會 衆議院 農林委員會會議錄 第十七号

昭和二十二年八月二十八日(木曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 野海 勝君

委員 清澤 俊英君 田中 健吉君

委員 岩本 信行君 大島 義晴君

委員 北 二郎君 田中 健吉君

委員 成瀬 五郎君 野上 健次君

委員 平工 喜市君 網野 三千雄君

委員 松澤 一君 水野 実郎君

委員 小林 運美君 佐々木 秀世君

委員 志賀 健次郎君 關根 久藏君

委員 八木 一郎君 重富 卓君

委員 森 幸太郎君 梁井 淳二君

委員 坪井 龜藏君 的場 金右衛門君

出席國務大臣

農林大臣 平野 力三君

農務大臣 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

八月二十八日農林小委員萩原壽雄君辭任につき、その補闕として坪井龜藏君を委員長において、指名した。

八月二十八日食糧供出対策小委員萩原壽雄君辭任につき、その補闕として坪井龜藏君を委員長において、指名した。

本日の會議に付した事件

小委員補闕選定の件

小委員追加増員の件

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

ならば、これはあとに議論を残したいと思つたので、その點はここに打切りま

その次にお伺いしておきたいのは、協同組合法の第十二條の非農家の問題であります。一項、二項の第二號に該當する非農家の問題であります。これは第十六條によりますと、役員を選

「農業團體の財産の分配は、各會員に平等にその持分に應じて」云々。「市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、當該市町村農業會に對し、その財産の分割を請求することができ

あります。ところが、たゞ十二條の一、二項の二號に該當する人が新しく農業協同組合に参加したといつたしますならば、前の權利といふものはその協同組

合に繼承せられるのであります。そこにおいてなにか第十六條の議決權及び選舉權を有しない。こういう取扱

いを受けますことは、これは非常な權限を侵されたと言いますか、妙なものができ上る。こう思いますので、この點はどういうふうな解釋してよろしいのか、ひとつお伺いしたいと思つてお

のであります。ところが御指摘になりまして、非農家でありまして新しい協同組合の組合員になりまして、そうして新しい協同組合が舊農業

會から資産を引継ぎます場合におきましては、非農家の持分に相應するものも新しい協同組合に移るわけでありま

す。その出資したり、財産上の權利をもつということ、この議決權をもつ

という事は、これは區別がしてある。こちらの新しい協同組合におきま

しても非農家といへども出資はする。また出資に對する配分を受ける。ある

いは事業の利用に對するところの拂戻しを受ける。こういう財産上の利益は他の農民たる組合員と何ら差異はござい

規定せられますことは、そこに非常な無理がある。こういう考え方をもち

りてあります。その點は今御説明の通りでありますか。

○山添政府委員 なるほど感じといたしましてはお述べになりましたような

點があるかもしれない。また新しくできますものといへども、たとえば信用

事業等をとつてみすれば、なるべく非農家といへども大勢加入して

た方が都合がよいと思つて。しかし、そういうことのためにこの耕作農民の組合運営に關する主體性を確立しよ

本案をまだ十分見ませんではなはだ恥しい次第であります。それに對して

われ／＼が、その處分はこういうわけ

で不合理であるのだということを、抗

告してまいります手續がちよつと見

つからぬように考へておられるのであ

り、その點はどうなつておられるか、ひとつお伺いしておきたいと思つてお

の起らないように、組合となりまして

ころは準備は整えておるのであります

が、なおそれが行われた場合にいかな

る方法でもつてこれを警告していか

か。これがこの條文中に、私の見方が

悪いからではないが、はつきり出てい

ざいすので、一概には申し上げるわけにはいかぬのであります。

○永井委員 第九條における農民の規定がこれでは明確を欠いておると思ふのであります。「みずから農業を営み、又は農業に従事する個人」と言つておるのであります。たとへば半農半漁あるいは半農半林、そうしてその個人の農業經營の分がどれだけであるというふうな事柄について明確に規定がないので、あるいは協同組合を資本的に支配する意圖をもつて、計画的にみずから農業を営む形態を整えてけいづく。そういう事柄が行われないとは限らないのであります。これに對する見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○山添政府委員 このみずから農業を営むといふことは、何人が考へてもはつきりいたしておるわけでありませうが、しからばどの程度をもつて農業を営むと考へるか。それについては何ら法律の上に規定はございせん、ただし組合員なる資格は定めておることになつておるもので、その地方の状況に應じて、適宜に組合員自身がきめるといふことにはいたしておるわけでありませう。その定款における規定よりいかにによりまして、おのずからその範圍も變化がある。またたとへば金のあつた人がはいつてきまして、その人がもつて得る出資の口數、これも定款で一定の制限、限度を設けるといふことになつておる。その邊のところは法律によらないで、農民の方で自主的に定款をもつてきめる建前になつておる。

○清澤委員 今の九條の點で前から聴きたいと思つておつたのであります。

が、「この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蠶の業務」となつておるのであります。養畜といふ中にはもちろん牧場が含まれておると考へるのであります。又は養蠶といふ場合には養蠶専門業といふものがやはり農業として含まれておるのじやないかと考へます。そうしますと同じ農村において養魚を専門に行つておるといふような人に對しましては、これはこの條文からいいますとどういふふうな考へてよいのか。あるいは養蠶を専門に行つておるといふような場合にはどうか、養蠶を専門とする人たちが農業の中に入れておつて、同じ村におつて魚だけを飼うから、これは水産組合の方へはいる途をとる。養蠶だけやつておるから、これはだめだといふようなことになると、おかしなものがあると思ふが、この養畜または養蠶の範圍といふものを一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○山添政府委員 この農業の養畜または養蠶の業務といふ字句は、昔から農業の定義に使つておりました。おのずからそこに定義らしいものができあがつておるわけでありませう。その場合に使ひます養畜といふのは、非常に範圍が廣いのであります。うさぎでもはちどもみな養畜の中に入れておることになつておる。こゝを飼うのは、これはどういふはいいませう。

○永井委員 やはり第九條の養畜と野炭生産の業務、この關係であります。當然これによつて畜産協同組合というふうなものができてくると思ふのであります。牛も馬もそういつたものが全部はいるのかどうか。もし牛も馬もいれたいと思ふのは、農耕用に使う馬も、それらの境界をどういふところにつけるのか。この點をお伺ひしたいのと、それから薪炭生産の業務についての關係であります。これは林業小委員会におきましては、林野局では自家用生産のものについてのみにしてはいるのであつて、一般薪炭生産ははいらぬといふふうな見解を林野局では、省内打合せにおいては、どういふふうな了承しておるといふことであつたのであります。この關係はどうか、安本の指定によるものとの境界はどうか、この點をお伺ひしたい。

○山添政府委員 もし言葉の曖昧な點がありませう、要するにこの組合は農民の組合であるといふ點から判断すればいいのであります。その農民の範圍の中には、農林統計等におきましても土地のない人でもみな農家としてこれはあつておる。しかしこれは養畜、馬を飼つておる。しかしこれは荷車をひくのが目的だ。これはやはり農民ないし農業の中にはいらぬ。あるいは馬のサラブレッドだけを騎手が預かつて飼つておる、これが農民である、こゝにふりにはまいらぬ。おのずからそこに農業とあるいは農民といふ常識的な觀念が成立しておるといふふうな思ひであります。

○永井委員 たとへば澱粉工業であります。その地帯における馬鈴薯の作付段別があつて、それを生のままに供出する数量はいくら、これを澱粉として加工する数量はいくら、それに適當した工場設置といふものがすでに既設としてきておる、そういう條件の中、協同組合ができて、そうして協同組合で、おれの方では澱粉工場をつくるのだ。ということ、なんらの制限なく澱粉工場をつくるということになりませう。既設の工場で浮き上つてしまふものもありませうし、現在整備されている、一つの調和のとれているそういう中に、この没落していくものができて施設がむだになるという關係ができてまいりませう。あるいはまた乳製品、その他の施設においても同様な事柄が起りまして、相當の混亂の過程をたどるのではないかと考へるのであります。そういう關係における調整といふものは、そういう一つの混亂を通して、適者生存の御法によつて残るものは残るのだ、こゝに考へ方でお進みになるのかどうか。

○山添政府委員 私が先ほど申しましたのは、農村工業といふ廣い意味に於いてのことと解釋してあつた。お答えを申し上げたのであります。個々の事業については、大體この許可制度等は廢止になつておる。澱粉の工場等におきましては、これは御承知の食糧管理法に基いて許可を受け、また側當を受けておるわけでありませう。そういう特別の業態について統制を必要とする場合におきましては、これはその法規による許可等を受けなければならぬことは當然であります。その他の場合におきましては別段制限はありませぬけれども、事實問題として他から資材の配給等を受けようといふ場合には、これは資材の側當を受けなければ事實できない、こゝにことになつておるわけでありませう。それでは農村省における農村工業の獎勵方策としてはどういふことを考へておるかと言ひませう、これは期間工場を指定す

を含ませて、ひとり自家用のもののみではない、そういう趣旨で規定をいたしておる。しかし山林局でそういうふうな答えがあつたものといひませう。なお省内で打合せをいたしたいと思つておる。

○永井委員 薪炭の點については、その所屬分野において相當問題があると思ひますので、次回までに明確に一つ統一した答辯を願ひたいと思ひます。それから第十條の七項であります。これは「農村工業に關する施設」。これは協同組合が農村工業としてこゝにこゝをやりたと言へば、これが自由にできるかどうか、安本の指定によるものとの境界はどうか、この點をお伺ひしたい。

○山添政府委員 農村工業を協同組合でいたします場合に制限はございませぬ。しかしながら現在の状況として、結局農産物の加工等のおのずから他の世話にならずしてやれるものは別であります。たとへば時計をつくつたりなにかします場合に資材といふ問題がでてくる。そういう方面からおのずから認められ、かつ資材の側當を受けたものでなければ動きがとれない、こゝにうわけであります。しかし農村工業そのものに許可制度があるとか、あるいは指定制度があるとかいふわけはございませぬ。

○永井委員 たとへば澱粉工業であります。その地帯における馬鈴薯の作付段別があつて、それを生のままに供出する数量はいくら、これを澱粉として加工する数量はいくら、それに適當した工場設置といふものがすでに既設としてきておる、そういう條件の中、協同組合ができて、そうして協同

組合で、おれの方では澱粉工場をつくるのだ。ということ、なんらの制限なく澱粉工場をつくるということになりませう。既設の工場で浮き上つてしまふものもありませうし、現在整備されている、一つの調和のとれているそういう中に、この没落していくものができて施設がむだになるという關係ができてまいりませう。あるいはまた乳製品、その他の施設においても同様な事柄が起りまして、相當の混亂の過程をたどるのではないかと考へるのであります。そういう關係における調整といふものは、そういう一つの混亂を通して、適者生存の御法によつて残るものは残るのだ、こゝに考へ方でお進みになるのかどうか。

○山添政府委員 私が先ほど申しましたのは、農村工業といふ廣い意味に於いてのことと解釋してあつた。お答えを申し上げたのであります。個々の事業については、大體この許可制度等は廢止になつておる。澱粉の工場等におきましては、これは御承知の食糧管理法に基いて許可を受け、また側當を受けておるわけでありませう。そういう特別の業態について統制を必要とする場合におきましては、これはその法規による許可等を受けなければならぬことは當然であります。その他の場合におきましては別段制限はありませぬけれども、事實問題として他から資材の配給等を受けようといふ場合には、これは資材の側當を受けなければ事實できない、こゝにことになつておるわけでありませう。それでは農村省における農村工業の獎勵方策としてはどういふことを考へておるかと言ひませう、これは期間工場を指定す

るといふ制度を設け、その期間工場を中心にして、その地方に同じような工業を普及せしめていこうという制度で、これは計画的に進めることにいたしておるわけでありませう。

○永井委員 農産品を原料として加工するといふような業態は、多くの場合農民と遊離した中小工業業者といふような関係において従来行われており、それが農村採取の原動力となつておるのでありますが、農業協同組合ができて、そういう既存の農村採取的な機構と闘つて壊していかなければ、農村の民主化はできない。農村経済の運営はできていかないのでありますから、どうしても、かりに現在の段階においては若干の波瀾がありましても、そういう農村を採取しておる業態については、急速に協同組合経営に工業の方を移していかなければならぬ。そういうことを強力に進めなければならぬと思ふのであります。局長の言うように既設の事實は既設の事實として認めて、許可される分だけやつていくといふことになれば、協同組合を設置した趣旨が急速に實現することができないのではないかと。そういうことに對しての見解を承りたい。

○山添政府委員 個人もしくは會社のやつておられます農産加工業等を協同組合の方に移したらよろしい、そのために法的な措置をとる、こういうことは全然考えておらないのであります。協同組合の方は農民自身の團結、その自願、またこれに對する助長獎勵策といふことで伸びていくべきものであります。権力的な手段によりまして、お話のような點を實現すべきものではない。かように思つております。

○永井委員 法的な保護のもとに伸びるといふのではなくして、法的な制約の中において伸び得ない状態を伸ばすようにしてやらなければ、ただ單にここに農村工業に關する施設といつたところでこれは商工省の許可を受けなければだめなんだ、これはどうなんだといふことになれば、みそも醤油も同じようにつくれないし、澱粉もつくれないといふことになつたならば、農村の工業化といふことは何をやるのだといふことになるわけなので、法律の裏づけによつてそういうものを壊していくといふのでなくて、協同組合でやる場合には安本の關係あるいは許可關係といふものが優先的に認められるとか何とか、やろうとしてやれない障害を取除いてやること、主務官廳において考慮されなければ、できるものではないと思ふのであります。

第五十二條の利益の分配の關係であります。この考へ方は營利會社の利益處分の方法の考へ方ではないか。これに對する所見を伺いたい。

○山添政府委員 第五十二條の第一におきましては、まず損失を補填し、その他準備金等を経済した後に、剰餘金を配當してはならない。この一項の關係は、組合の資産内容の健全を保持し、將來に伸びるためのそれでありまして、これは事業經營上當然でありまして、別に協同組合といへども、かような關係において異つた點があるべきはずはございません。また第二項によりまして、出資に對する配當を年五分に制限しておる。そしてその他ものは組合の事業分量の割合に應じて配當する。これは協同組合の特徴のあるところでありまして、營利を目的としないといふ趣旨はこういうところにあるわけでありませう。

○重富委員 今ちようど私質問しようと思つていたのですが、剰餘金の分配といふことはむしろない方がいいのではないかと。これが協同組合のほんとうの精神ではないかと思ひます。これを五分も配當させることは、一體どういふところから出てきておるか。先ほど營利を主體としないから云々と言われましたが、營利を主體としないならばこそ、五分も配當をする必要はないではないか。どういふわけで五分も配當するといふ意味があるか。こういうことをお尋ねしたい。それから事業分量に對する配當をするといふその精神は一體どこにあるかといふこともお尋ねしたい。

○山添政府委員 五分といふのは、まず普通の國債の利子等を勘案した利子といふ意味であります。それを大體五分といふように押えて、五分以内といふことにはしたのであります。ところで組合員の事業の事業分量に對する剰餘金の配當であります。これはたとへば販賣事業を営むといふ場合、結局買入價格をかりにきめておくといふ場合に、そのコミッションの中から配當といふわけですが、組合の剰餘金も出るわけでありまして、組合を運用していきまうのに、組合自身の計算に剰餘金を出すことが目的ではないけれど、組合經營の上から見れば當然かようなものは出てくるわけでありまして、それは組合員の事業分量に應じてこれを配當することは、きわめて當然であります。逆に組合員の購買事業を考へてみますれば、物を

買つて組合員に配給する、その場合、必要經費としてのコミッションは普通の場合、組合に留保し、經費に充てる。なおかつ餘るものが出てきます場合に、これを組合員に還元するといふ趣旨であるわけでありませう。かつそういうようにいたしますると同時に、出資に對してもゼロであるといふ必要はないのであつて、やはり法定利子程度のもものは拂うといふことは、これは經濟上は當然だと思ひます。

○永井委員 大體局長のそういう物の考へ方が私はおかしいと思ふのであります。そういう考へ方から行けば、當然今までの舊産業組合あるいは舊農業會、そういうものやつてきたように、流通過程における施設に重點を置いて、ほんとうに耕作農民の組合としての生産過程における施設と、利益を見ることのできないといふ農業經營の基本的な施設が、自然缺けてくるという結果になつてきて、營利會社的な考へ方、農民的團體である機關でありながら、農民を採取するやうな、また農民と對立するやうなもの、そういう機關を醸成して行く本質的なものが、ここに滑んでいくと私は考へるのであります。局長はこれに對してどう考へになりますか。

○山添政府委員 これはこういうやり方をいたしましたことは、組合のおのりから段階にもよります。一口に協同組合と申しましても、農事實行組合に類するところの部落組合、すなわちほんとうの意味における生産協同體的なものから、市町村における生産過程の共同化と同時に、あるいは流通過程をやるものから、あるいは單獨の特産物の販賣を目的とする組合もありま

う。これは一口に協同組合といひましても、その基本の精神は同じでありますけれども、事業分野においてはいろいろなヴァリエーションがあるわけでありまして、そういう場合にこの五十二條のような剰餘金の配分をいたすといふことは、組合經營の上から、また組合員に對してこの營利を目的とする組合にあらずといふ點から、必然的に出てくる規定であると思ふのであります。かような規定があるといふことは、一面から見れば、流通過程における仕事を相當やるのじやないか、その事務は反面生産事業、生産の共同化といふことに對する否定ではないか、がやうに即断する必要はないと思ふのであります。ただこのいふ觀念はありま

う。この協同組合におけるところの生産過程の共同化を原則として考へております。これは、自作農創設特別措置法等によつてつくられるところの獨立自衛の農家が、生産過程を共同にする、すなわち部分共同でありまして、これは經營全體を一つにしてしまおうといふ、言ひ換えてみれば、ホルホーズみたいなものができ上つたといふときには、五十二條といふのはちよつとおかしいのではないかと。もしも徹底した考へがあるかも知れない、といふやうな考へが起るかも知れませんが、これはそういう事態を標準にして考へていくわけじやないのです。

○永井委員 第六十五條であります。組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならぬ。とあります。この合併の比率の認定とその方法はどうか。○山添政府委員 この合併といふのは、たとへばそれ／＼出資金積立金

の比率の認定とその方法はどうか。○山添政府委員 この合併といふのは、たとへばそれ／＼出資金積立金

等が違いましたために、持分が違ふ。これをどういふ比率でやるかというようなことは、これは双方の組合の役員から選任された設立委員が共同して、十六條に書いてあるような仕事をやるのですから、そういうときに必要があればやつたらいと思ひます。

○永井委員 第五十七條であります。この「設立準備會においては、出席した農民又は組合の理事」としてありますが準備會でありますからまだ理事が選任されていないのではないかと。この理事といふのはどういふ理事でありますか。

次は第八十三條であります。これはただ登記するときだけに見せる見せ金でやるという危険性がないか。その點を十分考えた上この規定をつつたのかどうか。

それから第百一條の一項であります。規定以外の事業の範圍はどういうものであるかということ。その次にいくつかの協同組合が出た場合に、農業會の財産はそれらの持分によつてわけなければならぬわけであり、倉庫のごときものを三つも四つも區分することができないというふうな場合に、配當を受けるそれらの協同組合が共同出資會社のようなものをつくりまして、その倉庫事業を共同でやるということではできないものであるかどうか。

それから農業會の整理についての問題であります。農業會の解散というふうなことは、いふたならしになつては問題であります。農業會としてはずつと前からいろいろなことをやつておるのであります。この法律が公布されましたならば、この機會にこ

の資産處理は一箇年に遡及していろいろ評價し検討し、それを財産處理の對象機關におかなければならぬと考へるのであります。これに對する所見を伺いたいと思ひます。

○山添政府委員 第五十七條の組合の理事といふことについての御質問であります。この組合法全體を通じて、單位組合と連合體を一緒に規定しておりますので、とき／＼わかりにくところが出てまいります。この場合もちよ／＼と考へてあります。組合の理事といふのは連合會をつくる場合にその單位組合の理事、こう一括して規定してありますので、わかりにくい點があるわけであり、

その次に登記の問題であります。これは拂込があつたことを證する書面、結局銀行預金に對する銀行の發行する證明書を添付いたしておるのが普通の場合と思ひます。これは一般の立法例に從つたのであります。お話をうな事柄が行われるものとすれば、これはどういふ書面を添付することにいたしますか、御指摘があれれば司法省と協議をいたしまして登記所の方にそういう訓令等を出すことを考慮したいと思ひますが、私には事實をよく存じませんので、別の機會でもよろしゅうございませうから教へて願ひたいと思ひます。

それから第百一條に「第十條に規定する以外の事業を営んだとき」とあります。これは、結局この法律で認めておる協同組合がなし得べき仕事以外の仕事をやつてはならない。ところがこの協同組合はおよ／＼と廣く仕事をなし得るわけであり、何が十條に規定する以外の事業であるか例をあげると言

われましても、ちよつと思ひつかないものでありますけれども、ひつきよう協同組合の精神に反するような營利的な仕事をやれば、第百一條の第一項に該當するわけであり、

なお最後の御質問であります。財産の處分にあたりまして不動産等もより分割することができません。その場合に農業倉庫、米の精白設備、あるいは製粉設備、その他農村工業に關する施設等を特別の會社にしたらどうかという一つのお考へであります。私には、どういふことは面白くないと思ひます。そこでこれは二つの組合ができて、どちらの組合にその施設を歸屬せしめるかということにつきまして、行政廳の判斷によつて裁定をする。もちろんその場合には、法律上の規定はございませぬけれども、行政廳にはある一定の委員會等を設置して双方の意見を聴きまして、將來性のあり、そしてまた多くの耕作農民を代表するところの組合に歸屬せしめる。こゝういふ裁定をする必要があると思ひます。

○永井委員 もう一點、農業會の資産處理について、一年前に遡及して評價その他の點を十分に押えていく必要がないかという質問に對する答辯が残つております。

○山添政府委員 資産を次の協同組合に譲り渡す場合の價格は一年前の價格によつて評價するといふのではなく、原則的には金融機關再建整備法等による帳簿價格によるのが原則であり、組合の事情によつてそれによれない場合もございませう、そういう原則をとつては、どういふわけにございませう。

○野濱委員 お願いいたします。委員長が社會黨に續いて質問を許したの申合せ通りに行います。しかし事務當局に對する質問に對しましては、別に通告もありませんので、これを許した次第でございませうから、さよう御了承を願ひます。

○坪井委員 大臣がおれば大臣に質問したいと思ひましたが、局長がおりますから、局長でも十二分にこの法案を立案された基本的理念についてお伺ひしたいと思ひます。今までの農業會にありましては、その目的の第一は國家目的であつて、第二が農業會員の福利増進といふことになつてゐるのであります。今度の農業協同組合法案の第一條を見ますと、「農民の經濟的社會的地位の向上を圖り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする。」と、さういふ漠然としておりました、これだけの目的によつて、過去の農業會と今度の協同組合を比較對照して、この事業的分量においても、どういふふうに農民の福利が増進されるか。今度の農業協同組合法案によりまして、この事業分量を見るに、第十條において一より十二まである事業を行つけれども、この中において、農民の福利を増進する、自主的農民の食糧増産意欲と相まつて農民の生活安定を期するといふことが一番望ましいことであり、またそれを目的とすべきであるが、この事業内容を見ると、これはほとんど國家目的が多いのであります。その中の一番大きいのは、ここにあるところの「農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理」といふ大きな問題が、ありま

す。なお八號にまいりましては、「農業上の災害又はその他の災害の共済に關する施設」といふ大きな問題はほとんど國家事業である。今までの農業會が國家目的を遂行しようといふのであつたけれども、もちろん戰爭中であつて無理もなかつたが、食糧難、資金難、勞力難といふものに見舞われて、この機能發揮はできなかった。この農業會の運営といふものは、もちろん人事機構に對建的なものがありまして、これを全部拂拭しようといふのがこの目的であるけれども、これを解體して今度新しく協同組合をつくらうといふ根本理念から見れば、われわれの考へとしては農民の文化向上をはかり、お互いの生活が樂になつていくという方向にあるのであります。おそろしくこれらの事業を全部協同組合で自主的にやらせようとしても、なかなかうまくいかないと思ひます。結局、事業分量をもつと限定して、どうしても國家がやるべき國家的事業は、當然國家がやるべきである。言いかえれば、國家國民の公益性ある食糧増産は農家がやつておりますが、やはり耕地改良、水利の問題などはすべて國家がやり、國家が補償していくというふうな方向に、農民はそれに頭を悩ませぬでもよろしいし、ほんとうに食糧増産に専念し文化向上という面に向つて進みますけれども、今度新しい農業協同組合をつくらうとしても、むしろ現在においてすらあの農業會の職員等の人數も非常に多く、人件費に追われてその運営もできぬ現状にある。ましてや今度數倍にまさる事業をやらうといふには、おそろしく現在農業會で使つて

いる職員の数、二倍、三倍を得なければ、

十二分なる運用はできないと思ふ。その
らなると、結局できた組合が事業のた
めに破産してしまふ。いわゆる事業に
倒れて、結局農民みずからの本領を發
揮することは事實上できぬではないか。
か。こういうことについては、過去に
おいては政府はできなかったが、今後こ
の人員費については補償をし、また耕
地改良等については協同組合に多少勞
力奉仕というくらいはやむを得ぬけれ
ども、その他については迷惑をかける
いふような自信をもつて、政府はこの事
業を織り込んでいくかどうか。これは
今後大きな問題であります。昨日も言
われましたように、なるべく町村を單位
として自發的につくる方が望ましい、
またあまり小さいものでは運用もでき
ないと言われる。言いかえればややも
ずと農業會の看板の上塗りにもなりや
せんが、なぜならば現状をうまく利用
しなかつたならば手も足も出ない現狀
である。これを眞に解體して、これを整
理し、小さな協同組合をつくらせし
たならば手も足も出ぬ現狀である、もし
これを眞に農民の要望によつて、五十
戸なり百戸の活用ができる協同組合を
つくつたとした場合においては、政府

はこれに對する資金運用、あるいは施
設に對する方法をどんなぐあいに考え
ているか、またこれができる見透しは
あるかないか。看板の上塗りはいいが
と言いつつ、事實上看板を變えたとい
うに止まつたものでは意味がないと思
ふ。ほんとうに國をあげて食糧難を克
服しようというのが農民に課せられた
大きな使命であると思ふ。いわゆる生
産意欲を向上して國民の食糧を確保す
るといふように、生産部門に重點をお
いて協同組合をつくらせ、指導してい

くという建前から見ますと、美辭麗句
を並べて、事業分冊をたくさん並べて
あるけれども、これは實行できないこ
とを並べてあるということであつて、
農民はこれをもつて満足しないと思
ふ。これは基本的問題であります。今
までの農業會より今度できる協同組
合の精神は、もちろんより以上に民主
的な農民の自由によつてつくらせる
ということであつて、それはいいけれ
ども、この事業を行う上においては、現
在のものを利用していきつていくところ
に非常な不利益があり、難關があるだ
らうと思ふ。これをいかにして處理し
ていくかが大きな根本精神であらうと
考へておられますが、政府としてはこれ
に對して國がやるような大きな事業に
は補償する意思があるかどうか。ある
いはまた農民の希望によつて困らぬよ
うに資金の融通をするかどうか。過去
においては金は貯蓄したけれども、こ
の資金を借り得なかつたというよう
なことになつてゐる。なおまた、この協
同組合は營利を目的とすることができ
ない。もちろん、これは協同組合であ
つて組合自體が營利を目的とすること
はできぬが、個人と考へるならば、組
合自體が營利を目的としなかつたなら
ば、決して農業の改良促進はできない
と思ふ。それで合法的に考へるなら
ば、この資金をうまく活用する上に
したい。ところが、その資金もこの規
定にあるように、不當貸付をしてはい
かぬとありますけれども、事業上の資
金では不當でない。かりに五百戸の農
家があつて一萬圓ずつ預金があれば五
百萬圓の預金を協同組合があつてい
る。これを一萬圓ずつ個人が事業をや
らうということもできぬから、結局五

百人が協同して、五百萬圓の會社をつ
くる、別に營利を目的とした會社をつ
くつて、それによつて農民が營利目的
をやるうというときは、それがはたし
て不當貸付か。一方においては營利を
目的としない、一方においては營利を
目的とする。どうしてもこれは兩々相
まつていかなければ農民生活の安定が
できぬ。過去の数字において、農村と
いへども百に對する五五パーセントな
いし六〇パーセントというものは現金
的収入がなくては農家の生計は行われ
ないであります。そういう點から
みて、今までは國家目的のために、預
貯金というものは全部政府の指示を受
けて、あるいは監督官の指示を受けてお
つて、資金の融通をしようといつて
も、貸付限度をきめてあつてできな
かつたが、今後これらは自由にやらせ
る。もちろんこれも大きな問題であ
る。もちろんこれは大藏當局に關係が
あるが、本日はおられませんから、わか
らなかつたならば追つてこれらも十二
分に御指示を願ひたい。やろうとして
も結局できないということを承知して
法文化していくという點は、はなはだ
私は非民主的ではないかと考へており
ます。

なおこの法律案は百二條から成つて
おりますけれども、九十九條、百條、
百一條、百二條は罰則であります。民
主的に、自主的につくらして、農民の
意思によつて自由につくらせようとい
うのに、かようにこれだけの罰則を設
けなければ、これが眞の運営はでき得
ないものかどうか。あまりにもこれは
非民主的の、いわゆる封建性そのもの
がここに現われておるのでないか。
かういふように考へるが、これらにつ

いては政府はどんな考へをもたれてお
るか。例をあげれば、難にえさをやら
ずに卵を産めようというものであつ
て、仕事を多くやらせようということであ
る。結局この法律から見れば、事業分
冊は多くやれ、しかし少しでも逸脱す
ればそれを罰するぞというやうな、ま
ことに封建性をこの九十九條から百二
條に至るまで現わしておりますが、こ
うしたことはあまりにも今度できる農
業協同組合に對して苛酷すぎて、わ
れわれは忍びぬのであります。これら
に對して、政府はどんな考へをもつ
て、かういふように苛酷な罰則をこ
に設けたかという、精神を伺いたし
ます。大體基本的の理念につきましては、
結局今までの農業會がやつてお
りましたのと同じで、現在において農
業會ですら經營がうまくいつておらな
いのに、なおまた協同組合をつくら
せよ、新しい事業をたくさんやらせよとい
う場
合においては、結局人員費その他にお
追われて、この組合の眞の目的を達
することができないという場合につい
ては、政府はいかなる方針をもつてや
らせようと思へるかというやうな點に
ついて明答をまず願ひたいと思ひま
す。これは農政局長から御答辭
願ひたいと思ひます。

あります。と同時に、しからば放つて
おくのかという、それはなし得る限
りの援助をいたしますが、全體とい
しましては、助成金というやうなこ
はなか／＼財政上むずかしくなつてお
ります。また資金等につきましても、
資金統制の點等、なか／＼思ふに任せ
ぬ時代であります。なし得る限りの
農民の自發的な農業生産を上げるた
め活動に對しては、援助をいたすつ
りでありませぬ。資金等につきましても
が特別に供給することを考へておる
かどうか。これは何らまだ具體化して
りませぬけれども、昨年の暮及び今年
の春から、農業に關する金融事情は従
來と非常に變りましたので、何らか農
業に蓄積される資金以外に、特別に農
業の生産を上げるためにする施設に要
する費用等は、考へる必要があるの
ではないかというやうに考へまして、問
題を検討いたしておるのであります。

さてこの資金に關連して一人々々に
對する貸付の制限があるかどうか。こ
れは手形の割引等の問題につきま
しては、定款をもつて一組合に對する手
形割引の額というやうなものを制限した
すことになつております。個人その他
組合員に對する一般の貸付につ
いては、この法律に何ら言及はいたして
りませぬが、これは模範定款におい
ては、やはり定款である一定の限度を
設ける。これは行政廳が設けるのでは
ありませんから、定款においてや
ういふことを設けることは必要では
ないか。現在の組合に對する検査の報告等
を見ましたときに、やはりやういふ措
置を存置と言ひますか、將來もやう
いふやうなやり方をした方がい
だらうと思ふのであります。ただお述べにな

る。例をあげれば、難にえさをやら
ずに卵を産めようというものであつ
て、仕事を多くやらせようということであ
る。結局この法律から見れば、事業分
冊は多くやれ、しかし少しでも逸脱す
ればそれを罰するぞというやうな、ま
ことに封建性をこの九十九條から百二
條に至るまで現わしておりますが、こ
うしたことはあまりにも今度できる農
業協同組合に對して苛酷すぎて、わ
れわれは忍びぬのであります。これら
に對して、政府はどんな考へをもつ
て、かういふように苛酷な罰則をこ
に設けたかという、精神を伺いたし
ます。大體基本的の理念につきましては、
結局今までの農業會がやつてお
りましたのと同じで、現在において農
業會ですら經營がうまくいつておらな
いのに、なおまた協同組合をつくら
せよ、新しい事業をたくさんやらせよとい
う場
合においては、結局人員費その他にお
追われて、この組合の眞の目的を達
することができないという場合につい
ては、政府はいかなる方針をもつてや
らせようと思へるかというやうな點に
ついて明答をまず願ひたいと思ひま
す。これは農政局長から御答辭
願ひたいと思ひます。

る。例をあげれば、難にえさをやら
ずに卵を産めようというものであつ
て、仕事を多くやらせようということであ
る。結局この法律から見れば、事業分
冊は多くやれ、しかし少しでも逸脱す
ればそれを罰するぞというやうな、ま
ことに封建性をこの九十九條から百二
條に至るまで現わしておりますが、こ
うしたことはあまりにも今度できる農
業協同組合に對して苛酷すぎて、わ
れわれは忍びぬのであります。これら
に對して、政府はどんな考へをもつ
て、かういふように苛酷な罰則をこ
に設けたかという、精神を伺いたし
ます。大體基本的の理念につきましては、
結局今までの農業會がやつてお
りましたのと同じで、現在において農
業會ですら經營がうまくいつておらな
いのに、なおまた協同組合をつくら
せよ、新しい事業をたくさんやらせよとい
う場
合においては、結局人員費その他にお
追われて、この組合の眞の目的を達
することができないという場合につい
ては、政府はいかなる方針をもつてや
らせようと思へるかというやうな點に
ついて明答をまず願ひたいと思ひま
す。これは農政局長から御答辭
願ひたいと思ひます。

る。例をあげれば、難にえさをやら
ずに卵を産めようというものであつ
て、仕事を多くやらせようということであ
る。結局この法律から見れば、事業分
冊は多くやれ、しかし少しでも逸脱す
ればそれを罰するぞというやうな、ま
ことに封建性をこの九十九條から百二
條に至るまで現わしておりますが、こ
うしたことはあまりにも今度できる農
業協同組合に對して苛酷すぎて、わ
れわれは忍びぬのであります。これら
に對して、政府はどんな考へをもつ
て、かういふように苛酷な罰則をこ
に設けたかという、精神を伺いたし
ます。大體基本的の理念につきましては、
結局今までの農業會がやつてお
りましたのと同じで、現在において農
業會ですら經營がうまくいつておらな
いのに、なおまた協同組合をつくら
せよ、新しい事業をたくさんやらせよとい
う場
合においては、結局人員費その他にお
追われて、この組合の眞の目的を達
することができないという場合につい
ては、政府はいかなる方針をもつてや
らせようと思へるかというやうな點に
ついて明答をまず願ひたいと思ひま
す。これは農政局長から御答辭
願ひたいと思ひます。

る。例をあげれば、難にえさをやら
ずに卵を産めようというものであつ
て、仕事を多くやらせようということであ
る。結局この法律から見れば、事業分
冊は多くやれ、しかし少しでも逸脱す
ればそれを罰するぞというやうな、ま
ことに封建性をこの九十九條から百二
條に至るまで現わしておりますが、こ
うしたことはあまりにも今度できる農
業協同組合に對して苛酷すぎて、わ
れわれは忍びぬのであります。これら
に對して、政府はどんな考へをもつ
て、かういふように苛酷な罰則をこ
に設けたかという、精神を伺いたし
ます。大體基本的の理念につきましては、
結局今までの農業會がやつてお
りましたのと同じで、現在において農
業會ですら經營がうまくいつておらな
いのに、なおまた協同組合をつくら
せよ、新しい事業をたくさんやらせよとい
う場
合においては、結局人員費その他にお
追われて、この組合の眞の目的を達
することができないという場合につい
ては、政府はいかなる方針をもつてや
らせようと思へるかというやうな點に
ついて明答をまず願ひたいと思ひま
す。これは農政局長から御答辭
願ひたいと思ひます。

りましたように、農民といえども営利をやらなければならぬのだから、協同組合は営利をしないけれども、別の会社の形においてやつたらどうか。その場合の融資については制限がないかという、きわめて具體的な點にふれての御質問でございますが、私は私はそういう場合もあまり必要がない。少くとも單位組合等においては、そういうことの必要性がちよつと考へつかないのではありません。たとえば倉庫等について組合が經營をしてゐる場合に、員外利用等に關する規定もあるわけでありませぬ。その施設そのものは能力の許す範圍における費用がたぎるわけでありませぬ。これはもう一つ農村工業等を例をとつてみますれば、これは組合員並びに組合員指定の勢力活用のために農村工業、これは六によるというわけにはいかない。そういうものは協同組合の事業対象にはならないのでありますが、それを何らか全然別の雇傭勢力によるというような場合における會社組織でやつてみよう、こういうことは考へ得ると思つております。さうな場合に資金の貸付についてどうするかということは、定款によつて制限をしていく。また組合員の總意に基いて、そういう場合に特別の額を認めるといふことでありますれば、それはさういふふうな措置をしてもらへばいいわけです。法令上には制限はありません。

それからさういふ自主的なかつ農民の自由による組合に、はなはだしき罰則があるじやないかという點であります。これは農民自身が罰則に觸れるといふのではないのであります。その役員になつた人は組合員に對して、あるいはさういふ制度を認めてい

る國家に對しても、その責任を負うわけでありませぬから、法令に従つてやつてもらわなければならぬ。その法令に反する場合には國の秩序、また組合員の利益に反することになるので處罰を受けるわけでありませぬ。これはやむを得ないと思つております。

○坪井委員 だいたい局長から伺いますと、現在の農業會においても事業を各所においてやつてきた。また將來においても協同組合として事業をやつていけば、さうした營利的事業をあまりやらぬでもいいじやないか。あるいはやる場合においても資金は、地方の定款によつて貸付率をきめていけばいいじやないかと言われませぬけれども、實際において農村の恐慌といふことが言われているが、實際農村の現在のふところを調べてみますと、預金はないのであります。どこへゆきましても、おそらく最高一萬五千圓平均くらいしか金をもつておらぬ。さういふ現實があるときにおいて、どうしても今後事業を行おうとするときには、資金が不足することは當然である。しかも過去の例から見て、小さな農業協同組合ができて、町村に連合會をつくらせて、資金のよけい要するものはその連合會で行い、少ないものはその小さな協同組合で行うといふようにいけばいいけれども、現在のものをなるべく看板の塗りかへ式にいきまして、村をあげて一村一組合式で指導する。あるいはさういふ仕方ではいかなければ仕事ができぬといふことでやつていくならば、やはりこれまで今までのような營利を目的としてはいかぬといふけれども、従業員をよけい使つていふことになると、おのずから營利を目的としたような事業

をやらなければ、協同組合の經營が成り立たぬと思ふ。さういふ點から見ると、結局をそれらに對するいわゆる政府の職員、あるいはまたこれらの事業に對する助成を政府が保證してくれるならば、あえてさうした行爲はしなくともいいわけでありませぬが、どうしても協同組合の發達をはかり、なおまた役職員の待遇の改善をしようといふ場合においては、やむを得ず今までの農業會においてやつてきておる。また今度の協同組合においても、それをやらざるを得ない方向にいくのではないかと。さういふ觀點から見れば、私はそこは農業者なり、あるいは非農家であるけれども、協同組合に勤めておる人は、これはもう生活も保障されようけれども、組合員は結局營利を目的としないので、よければ五分の配當ももらへる。悪くいけばもらへない。損失補填はしなければならぬといふような悪い責任のみ負われて、結局總體的な利益を得られるといふことはできないではないか。さういふ觀點から見ると、むしろこれは私の見解でありますけれども、五十戸なりあるいは百戸の小さい單位の協同組合を数つくりまして、さうしてその地方に適當な施設を行つて、しかもこれには相當の資金を受入れる。あるいは三千圓なり五千圓なりの資金を受入れて、適當なる事業を行つていいたしまして、さうしてそこに出發をしたならば、必ず組合員の家族能力といふものを適材適所に受入れるといふことになれば、その利益分配はなくても、資金の分配は組合員共通に受けられる。いわゆる勢力、資本、技術といふものを生かして、三位一體で協同的に行ける、現在ではさうではない。

第一類第九号 農林委員會議錄 第十七号 昭和二十二年八月二十八日

やはり名前においては營利は目的としません。なお協同組合であると言いながら、實際においては營利の方向に走らざるを得ないような個々の經營上の觀點を見て、必ずやこの面をうまく政府も指導監督し、あるいはまた農民みずからもこの線に沿つていかなければ、今後の農村のいわゆる恐慌は救われないうと思ふ。農民は現金収入を得るといふ上においては、何としても資金をとらなかつたならば農業經營はうまくいかない。今までの餘剩勢力は都市に出ておつた。ところが今後は部落でもつて適當なる事業を起せば、結局農村工業においても、そこにそのすから資金がとればそれによつて緩和される。さういふ觀點から見たときに、私といひましてはむしろ一町村一區域の協同組合をつくるというよりも、十五人以上といふことになつて、これは事業の分量によりまして五十戸なり百戸なり、大體その協同組合といふものをつくらせ、ほんとうに出資をさして、眞剣にこれに基づき農民生活の安定を期し、あるいはまた生活の確保をするといふような方向に向けていくべきだと考へますけれども、昨日平野農林大臣といひましたも……

○野澤委員長 坪井委員、ちよつとお話ししますが、速記の方が筆算の關係で十二時半まで約束してありますから……

○坪井委員 承知しました。さういふ觀點にありますが、農業會のようないふ方向でもちろんやられるでしょうけれども、従つて今度はその方向にできた協同組合が、ただ大きな町村を單位とした組合が、できた場合においては、必ずさうなるということをお

は斷言したいと思ふ。これらいい人を得てやつていこうといふけれども、必ず條件的に流れやすいといふ點を、政府はどういふふうな指導していかうかといふことも、ひとつ政務次官の考へもお聞きしたい。さう考へるのであります。

○井上政府委員 農業協同組合の經營については、いろいろ各方面にわたる御意見がございましたが、この組合の建前は、この法律の中にも詳細に規定してあります通り、第一番は農業生産力を飛躍的に高める點にこの組織を百パーセント活用したいといふところに軍きをおいておりました。従來の農業會が扱つておりましたように、物の流通を中心とする關係で組合を運営するといふのと、大分趣きを變えておられますが、さりと申せば農業生産力を飛躍的に高める技術の高揚をはかり、農村全體の地位を高める方向のためには、どうしても今御指摘のような點が、附隨して完備してまいりませぬと、目的を達することはできませんから、これを協同組合がそれらの自主性を確立し、十分な活動能力が備わりましたときに、御指摘のよう資金の面、あるいはその他の面に政府として援助すべき點が生れてまいります場合は、國家全體の財政經濟資金等のにらみ合わせにおいて、できるだけだけの援助を申したいといふつもりでありますから、これは大臣もその方針に立つておられますから、御了承をいただきたいと思つております。

○野澤委員長 この際お話ししたように、大臣は午前十時に見えるといふ約束で、本委員會を開いたのでございませぬが、やむを得ざる用事がありまして出席できませんでした。午後二時から

○山添政府委員 本来の業務の執行の責任は理事がもつわけでありませう。その理事が使用人たることの参事、もちろんこれは普通の使用人と異つて、商法に言ひ支那人的地位をもつものであります。これは理事の責任において設ける。こういう趣旨であります。

○坪井委員 第四十八條にいきまして、「千人以上の組合員(準備組合員を除く)を有する組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき總代会を設けることができる。こうなつておりましたが、この場合におきまして、もちろん定款に定めなくてはならぬわけでありませうが、千人以上、この限度を限らなくとも、やはり必要に應じていろいろの自主的という點からみると、十五人以上あればできるのだということになつておられますので、こうした限度というものはなくても、おのずから必要においてこれができるか、あるいははもつとこれを引下げて、千人は百人とか、あるいはは二百人、あるいはは最高五百人という単位の場合においても總代をおくことができるということにできないものか。これを多数の千人以上ということをしたことは、この法をつくる上において、十五人以上あれば民主的にだれでもできるという精神からも相反すると思うが、それを千人以上と規定した點についての理由を御明示願いたいのであります。

○山添政府委員 これは協同組合の精神をいたしまして、組合員が直接當該組合の運営に参加をする。それには特別に支障のない限りは、組合員が直接集まつてもを討議すべきである。こういう精神に基いておるのであります。

す。千人以上も超えるということであれば、集會の場所にもはなはだ困るといふような事由を考へて、總代会の規定をおいたのでありまして、さて千人がどうであるかという具體的なことにつきましては、大體千人以下ならばおの必要はないではないかという見込みであります。もつともこの定足数の規定を別においておるわけではないのでありますから、運用上は差支へはないと思ひます。

○坪井委員 なお質問いたしますが、定足数がないとしたならば、定款に定めてこれは自由にできる。こういう意味に解してよいのですか。

○山添政府委員 これは定款で千人以下の場合でもおくといいわけにはいかないものでありまして、そういう大きな組合に限つて定款で定めておきたい。こういうわけであります。

○坪井委員 五十五條であります。農協協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農協協同組合連合會を設立するには、二以上の組合が發起人となることを必要とする。もちろん一つでは連合會にはならないのでありまして、二つ以上なくてはならぬと考へられますが、民主的にいふと、この場合においては、少くともこの町村一本でやつていこうという場合には、おのずから町村に連合會の必要はもろくなくなるわけでありませうけれども、町村にいくつかの農協協同組合ができたという場合においては、おのずから連合會が必要だ。こう考へておられます。その場合において四つとか五つとかいうような、たくさんのものできてくる場合には連合會の必要があると思ひます。二つばかりでは

○山添政府委員 これはその組合に性格が似たような協同組合を考へておる

そうした連絡協同という点について、おのずから連合會というものをつくれば事務が輻湊するといふ意味から、經理その他いろいろ不便があると思ひます。これらについてはどういふお考えをもつておられるか。私は少くとも五つ以上とか、数多い協同組合があつた場合において連合會の必要がある。二つくらいというところは意味をなさぬと思ひますが、その點はどんなお考えでありますか。

○山添政府委員 ここに書いてありますのは、法定の最小限というのでありまして、具體的な問題といたしまして、二つくらいで連合會がぼつ／＼できるといふようなことは、私も想像いたしておりませぬ。また坪井委員のお考えになりますように、町村に部落ごとに組合ができて、そうして町村の組合がまた連合形體をとるであろうということも、私は見込みを異にしておりませぬ。

○八木委員 連合會に關連してお尋ねたいのですが、十二條の二項の二に「他の法律により設立された協同組織體で組合の行ふ事業と同種の事業を行うもの」とありますが、法令の規定としてはきつめて抽象的でありまして、はつきりわかつたようで、その具體的内容になると、これはいかなる組合を指しておるかを知りたいのであります。産業組合、商業協同組合、森林組合、耕地整理組合、蠶絲協同組合等を一應思い起すのであります。そのほかこの種の範圍でどの程度にお考えになつておるか伺いたいと思ひます。

○山添政府委員 これはその組合に性格が似たような協同組合を考へておる

○山添政府委員 地區がダブつて組合

のでありまして、當面産業組合を考へておられます。

○坪井委員 第五十六條であります。發起人は、豫め組合の事業及び地區並びに組合員たる資格に關する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備會の日時及び場所とともに公告して、設立準備會を開かなければならない。この中の地區でありませぬけれども、先に準備會ができて、今までの町村を一區域とするというように、もしこれを認めた場合において、あとからかりにその組合に屬することがいやで、他に協同組合をつくらうという場合においては、さきにつくられた方が地區を獨占するといふおそれがあるうかと思ひます。こういう場合においては、地區の問題についてはどういふうかあるものか。これは加入脱退が自由だということになれば、當然十五人以上のものでつくることを申し出て準備委員會を開くということになるので、一組合ならば問題はないが、いくつもの組合ができれば當然問題が起きると思ひます。なお先ほど一町村に二つ以上の協同組合ができることはないと言われたが、むしろ私は今後の農協協同組合は、一町村に数多くでき、お互いにその機能を發揮していき、いわゆる協同していくと思ひます。市町村内において一つの組合が獨占的に事業をやるということでは、過去の農業會において見る通りでありまして、決して發展性がない。私は必ず二つなり三つなりが、大きな町村においてはできるのが當然だと考へておられますが、これらの見解について質問いたします。

○山添政府委員 地區がダブつて組合

○山添政府委員 地區がダブつて組合

ができることは差支へないのであります。それから先ほど町村單位の連合會については見込みを異にしておると申したのであります。大體今の實行組合にあたるやうな、部落もしくは部落の組合員というものは、ほんとうの意味の生産資金を増大するといふ單位でございませぬ。しからばそのような團體が連合して町村單位で連合會の形で協同組合をつくるかといへば、それは物資を求めるといふ点において、また物の配給とかいふような點における簡便さといふ點から申しましても、それは連合形體をとらないであらうということをお私に豫測として申上げます。

○坪井委員 第六十二條の現物出資であります。この場合においても現物出資の現物の範圍というものはどの程度になるか。またどういふことを豫想しておるかということをお話願いたいと思ひます。

○山添政府委員 法律的には別段の制限も何もないのであります。また事實現物出資が多く行われるということも豫想しております。ただ非常に小さい組合で、生産を高度な意味における協同でやろうじやないかというやうな場合には、農協協同組合の現物出資する場合は豫想せられるのであります。

○野澤委員長 大臣が出席したので豫保した質問を許します。清澤委員。

○清澤委員 私は大蔵大臣にも少しお伺いしようと思つておつたのですが、見えないようですから、大蔵大臣に對する質問は保留して、農林大臣に對する問題ばかりは伺ひたいと思ひます。この法案はただ農業會を改組して農

にあつたものをたま／＼軍事公債を買

わされ、もたせられたというふうなこ
とで、これが打ち切りになることは、
今ここに農業者が解散せられて、先
ほども農政局長にお伺いしたのです
が、退職資金等でたくさんのお金が獲
得されますとき、その方も農業者
で農民の零細な蓄積の中からそれを出
して行く。また戦時中にもつた公債の
未償還分もつて行け。これでは解散
して整理したときには、今まで数十年
間かかつて貯めた蓄積も、次の協同組
合に引移すときには何らの持分もない
というふうな、がらん堂の建物だけが
わずかにもたせられることになつたなら
ば、これはたいへんなことであるか
ら、この點を一つ何とか考えられない
か、こういうことを伺いたい。

それから今興業銀行等の債券をもつ
ておりますが、これらは整理と同時に
どういうふうな大體引継がれるのであ
るか。これは債券をもつておる者は、
債券をかりに中央にあるものをかける
といひましたも、これらはどういふ
ふうなわけ方をするのか、あるいは中
央金庫を、前向きした通りの別な置
き方において債券を考えておられるの
か、それに向けられるという考えなの
かどうかをお伺いしたい。

その次に昨年の議會においてわ
れわれが決定いたしました肥料資金
の肥料會社への貸付二十億というふう
なもの、一體それらのものがやはり
債券としてどういふふうな始末せられ
て、そうして次の協同組合との結び合
いにおいて始末せられるか、要は中央
金庫はどういふ形で、どうなつてわ
れわれの手もとにその蓄積が返つてく
るかどうかという點をお伺いいたしま

す。

○平野國務大臣 金融問題全般につ
いての廣汎なお尋ねであります。この
際はずきり申し上げておきたいと思
うことは、この法案をつくる建前とし
て、生産事業をやる協同組合と金融と
は切離した方がよい。こういう意見が
基本的な問題として考えられたのであ
ります。しかしごく末端であるところ
の單位組合だけは、生産事業と金融事
業を併立することの方が農村の發展の
上においてよいという意味から、この
法案において規定しております。こ
に、連合會以上は金融面を省略し單位
組合は生産と金融を兼用するというこ
とになつた點をまず御了解願いたい
と思ひます。

次に御指摘のように、それでは農村
全般にわたる金融についてどう考へる
かという點については、これはこの協
同組合と別個に、高所に立つて、たと
えば御指摘になつたような中央金庫等
を改組して、大きな農村全體の農業金
融機關を設定するという構想をもつて
おるのであります。その具體的内容に
ついては、ただいままだ十分成案を得
ておりませんので、これは適當の機會
においてその成案を發表して、皆さん
の御批判を受けることにならうと思
はるのであります。簡單であります。大
體の金融面に關するわれ／＼の心構
えについて御了承願つておきたいと思
ひます。

次に非出資組合がなぜ金融できない
かという點は、言うまでもなく非出資
組合にはこれを行ふ基本的な財産がな
いことになりまますので、これに金融面
を興へないことは當然の處置であると
考へます。

それから農業者が解散するに従つ

て、諸般の金融面においてもつており
ました債券であるとか、あるいは證券
であるとか、いろいろなもの整理に
關しましては、一々ここでこれをどうす
る、ああするということを明確に申し
上げることは困難であります。これ
らはそれ相當の整理の方法があるので
ありますから、大體においてあまり不
自然にならないように整理していく考
えであります。従つて農林中央金庫
が、肥料會社に投資しておりますこれ
らの債權についても、しかるべき方法
をもつて、決して出資に對して迷惑を
及ぼすことのないように處理できる確
信をもつておる次第であります。

○清澤委員 大きな面の金融に對して
は、中央金融公團のようなものをつ
つていくとお考へになるのであります
が、大體その片腕だけでも聴かしてい
ただけませんか。これは今申しました
中央金庫の整理には非常な關係があり
まして、それを通じてこの協同組合が
どう生きるか、生きないか重要な關係も
ありますから、少くともこういう法案
が出る限りにおいては、その輪郭くら
いは農林大臣の頭の中にあるのじやな
いかと思ひます。それなくしてこの協
同組合をただやつてみると思はれても
これは問題にならないと思ひます。地
方においては事實において産業界等が
金融を梗塞して、仕事をさせないで、
あるいは酪農組合等についても、明治
や森永が来て酪農場を立ててやると
いうことになりまます。過去にわれ／＼
が経験した通り養蠶組合のどきどきに
鐘紡の資本がきて、鐘紡と特約工場を
つくつて、ぐん／＼とその金融機關に
獨占的な金融支配が行われることにな

れば、かえつて好きなことができ、そ
の進出を容易ならしむるだけのこと
であつて、農林大臣の言われる農民自身
の自主的な協同組合をつくり、みずか
らの力によつて農村を民主化し、同時
にその自主的な力により増産するとい
うことは考えられないことなるので
ありますから、少くとも金融というも
のとの協同組合法は不可分の關係に
ある。さらに金融面のことば考へてい
ないといふことになれば、この協同組
合法は金融の點がはつきりするまで考
えなければならぬという結論に
達すると思ひます。だからできるで
ないはどうあるうとも、農村における
獨占資本のはいつてくる危険性、地方
的ボスを中心とした地方中小産業の資
本家が、地方がいろいろ／＼仕事をやり
たいという氣持でおるところをキャッチ
して、それをほじめるという危険性に
對しての方針としては、どうしても金
融問題が重要性をもつてくるのであり
ますから、金融に對する片腕くらいは
農林大臣にお聴きしておきたいと思
ひます。

○平野國務大臣 多少表現の違いはあ
りますが、私は今回の協同組合法は、必
ずしも従来の農業者、産業組合のよ
うに、まず金融面が確立しなければ生産
事業は發展しない。こういうことのみ
に全體の重點をおかないのでありま
す。やはり自主的な協同組合によつ
て、協同組合のもつておる本然の協同
精神によつて生産を發展せしめる。こ
ういふ考へ方でありまますので、金融面が
確立しなければ絶対に協同組合は成立
しないといふ考へ方については、必ず
しもあなたの御意見に同意しないので
あります。そうは申しましても金融面

が非常に重大なる役割をなすことは當
然でありますので、この法案が通過
し、農林中央金庫等がどう改組される
かという諸點については、いわゆる農
業復興金庫と申しますか、あるいは第
二中央金庫と申しますか、名前は今こ
こに申し上げることはできませんが、
いづれ農村全般にわたる大きな國家的
金融機關を設けて、農村の金融に對し
ては相當便宜を興へる、こういうこと
はわれ／＼は別個の點に考へる。しか
しこのことがなければ絕對協同組合が
成立たないといふ規定することは、從來の
資本主義的な考へ方に制約された産業
組合、農業者を主張する考へ方であつ
て、この點は清澤君の御意見といくら
か違うのであります。しかしそれでは
さういふ方面の考へておる金融機關の
内容、全貌を發表せよといふお話であ
りますが、實を申し上げますと、現在の農
業中央金庫をどう改組するか、またこ
れが實際どうなるかという問題につ
いては、いま少し検討を加へる餘地があ
ります。従つて不用意の間にこういう機關
をつくるのだと言つてしまふことは、
かえつて取り返しのつかないことにな
るので、かすに若干の時日を與えてい
ただきたい。しかしこれは必ずしも出
な金融機關をつくつて、適當な方法で
御相談を願ひするといふことをはつ
きり申し上げておきます。

○清澤委員 金融の問題は大體これく
らいにして打ち切りたいと思ひますが、た
だ農林大臣の生産意欲と協同の精神を
もつていけば、十分その目的が達せら
れるといふ考へ方は、すでに非常な間
違ひだと思ふのでありまして、この間
もすでに農林大臣はその提案説明の中
において、組合内に農民の主體性を確

立したい。生産の過程を通じ、生産の増加をはかつて、土地の改良あるいは土地の造成、水利の問題、生産加工の問題などをやつて、農民の経済的社会的地位の向上をはかるのだと言われております。それはポツダム宣言を厳格に死守しておると私も考えるのであります。これをやるべきとき、資本なくしてどういふことを考へても、紙に描いたものと同じで、絶対できない話であると思ひます。これらを遂行せしめる裏には、経済的にも農民の獨立性が確認せられておらなければ私にはだめだと思ひます。これは議論になるからこれくらいはやめまして、農林大臣の御善慮をお願いしたいと考へるのであります。

次に同じような問題になります。本農業協同組合が、いろいろの事業、殊に農産加工等をいたしますとき、公團法あるいはその統制等において、農林大臣としてはその取扱ひをどう考へておられるかをお伺ひしてみたいと思ひます。先ほども申します通り、本法が生産農民の意圖のもとに生産増加に導出して、協同の力であるものをつくろうといひたいと思ひます。いかに各種の公團法等があり、あるいはいろいろの統制會社で統制があつても、たとえば具體的にひとつの土地を借用しようとするとき、食料品公團法を例として申し上げるならば、農林大臣の説明によると、公團は加工だけはやるけれども生産の面はやらぬ。その生産は農林大臣がこれを指定して許可するのである。こういうふうになつておられますとき、これらの指定が全部、酒によらず、あるいは漬物加工であるとか、あるいは牛肉の加

工、酪農の製造であるとか、あるいは澱粉をつくつて賣る。あめをつくつて賣るといふようなことは指定されておる。しかもそれが現在の統制の圈内にいつておつて、より以上の工場が理窟から言へば必要がない。こういうふうなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつて、そういう事業を始めようといひますとき、現在統制には指定工場であらうとも、優先的に農民が協同組合の力によつてそれをやろうとしますならば、許さるべきが正當である。それはなぜかと言つて、農民は實際出したくないものを供出といふ一つの強制體系でとられて、これを出して、出しているものがさういふところにまわつていっているものが多いのでありますから、少くとも資料を自由に処分するといふ本質の機能から見ますならば、これは自由の場合であります。ならば、そんなところへは賣らないんだ、おれは勝手につくろんだ。競争ならいつでもいい。そういう態度をとるが、それがたま／＼公團法であるとか、芋の統制會社、澱粉の統制會社、あめの統制會社あるいは酪農法に縛られている。そういうことがあるといひますならば、それらを取り替へて優先的に許可をしてもらわなければ、この協同組合にせつかく盛られませんでした。幾多の事業を行わんとする協同組合が、無力化していくと考へますると同時に、私はどうしてでもさういふふうになければならぬと思ひます。その點に對する農林大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。今日は大蔵大臣が見えておられませんから、實は大事なところも伺ひできないのであります。私は酒の場合であるとか、あるいは製鹽の場

合であるとか、タバコの栽培であるとか、タバコであるとか、あるいは、みそ、醬油というよりなものを、いきなり現在やつておる醸造權を剽奪して、協同組合にすぐ移すことはできないと思ひます。それはなぜかと言ひます。現在やつている製造業者を基本として一つの統制經濟が成り立つておるのでありますから、これをすぐ機械的に協同組合であるからというて、何でも移すといふよりなことは大體において困難である。しかし先刻も申し上げたように、協同組合がまずさういふ酒をつくるか、あるいは搾油をやるかという面をなく、農業生産の面において高度に能率を發揮して、順次社會もさういふ方面において生産が向上してまいりまして自然將來において協同組合が自主的にあらゆる仕事をやるといふような發展は、私も望ましいと思つておりますが、今ただちにかような製造、醸造の權利を奪つて、協同組合でやるというのを申すわけにはまいらぬのであります。

か、今すぐ御指摘のように酒であるとか、タバコであるとか、あるいは、みそ、醬油というよりなものを、いきなり現在やつておる醸造權を剽奪して、協同組合にすぐ移すことはできないと思ひます。それはなぜかと言ひます。現在やつている製造業者を基本として一つの統制經濟が成り立つておるのでありますから、これをすぐ機械的に協同組合であるからというて、何でも移すといふよりなことは大體において困難である。しかし先刻も申し上げたように、協同組合がまずさういふ酒をつくるか、あるいは搾油をやるかという面をなく、農業生産の面において高度に能率を發揮して、順次社會もさういふ方面において生産が向上してまいりまして自然將來において協同組合が自主的にあらゆる仕事をやるといふような發展は、私も望ましいと思つておりますが、今ただちにかような製造、醸造の權利を奪つて、協同組合でやるというのを申すわけにはまいらぬのであります。

〇清澤委員 私も何も今すぐ奪つてと言はぬのであります。ただ問題は統制だけの問題でありますから、さういふものが逐次農民の意圖のもとにでき上りましたならば、これを二本建に許してみても差支えないのであります。またさういふことも、一どきに今やつている統制會社を全部やめにして、農民の協同組合で全部とするといふこともできないのでありますから、私は少くともその心持に立つて農林大臣が、政府としてはその許可制等は十分協同組合を通じてる農民の意圖をくんでやつていただくことが必要であると

考へるのであります。その次には私は開墾協同組合等のものが、おそらくは將來において農民の意圖によつてできる日も近いと思ひます。今までは農民が土地を中心にして、實際問題として一つの生産で考へたといふことではないのであります。それが最近の農民は土地の改良問題につき、水利組合の問題につき、開墾の問題につき、しかもそれを自家農村の廣汎なる計畫において、殊に山間農村の零細農が多い耕地の少ないといふ地方におきましては、非常にその熱意が高まつていっているのであります。この際に土地はいろいろ農地調整法によつて開墾せられてくる。自分達の解放という、民主化という形で、何だかしらん一つの力が自分の身體に染みこめてきたとき、初めて今まで欲しかつたと思つた土地を、あるいは採草地を、今まで求めて得られなかつた。地主の方で賣つてくれない、あるいは貸してもらいたいと言つても貸してくれない。たま／＼貸してくれと言へば高額の小作料でだめだとか、あるいは資本がなくてそれが開墾できぬとかいふようなことで、欲しかつたができないといふ農民がたゞさんおるのであります。さういふ地方に限つてまた開墾地を相當もつのでありますから、そこへ今は何ら連絡なく開墾營團といふやつがはいつてまいりまして、農村部落と關係なくして開墾が行われている。さういつた開墾地には、ある特定数の入植者が決定せられて、その決定せられた入植者に引かれて、全然目標を離れた開墾が現實に農民の前に展開している。もしその開墾が農村部落とほんとうの連絡をとりますれば、その開墾地へ引入れ

〇平野國務大臣 基本的な考へ方といひましたのは、農民の生産いたしましたものを原料として、順次農業協同組合が加工並びに工業部面において進出し、しかして農村の利益を吸収するといふことは、大體考へ方として、農業協同組合の指導の上において、私はとつていきたいと思ひます。

〇清澤委員 私も何も今すぐ奪つてと言はぬのであります。ただ問題は統制だけの問題でありますから、さういふものが逐次農民の意圖のもとにでき上りましたならば、これを二本建に許してみても差支えないのであります。またさういふことも、一どきに今やつている統制會社を全部やめにして、農民の協同組合で全部とするといふこともできないのでありますから、私は少くともその心持に立つて農林大臣が、政府としてはその許可制等は十分協同組合を通じてる農民の意圖をくんでやつていただくことが必要であると

〇平野國務大臣 基本的な考へ方といひましたのは、農民の生産いたしましたものを原料として、順次農業協同組合が加工並びに工業部面において進出し、しかして農村の利益を吸収するといふことは、大體考へ方として、農業協同組合の指導の上において、私はとつていきたいと思ひます。

ますところの一本の道路でも、一筋の江筋でも現在の農村とわずかの區間で利用せられるというような場合、それが全然縁がきれていゝ。はなはだしきに至りましては探草地をその中に繰入れられた、あるいは開墾地がその中に繰入れられたというような形において、今の開墾團というよりなものが取扱われておるのでありますが、私は將來といわず、もう目前に迫つた農民の生産意欲として、土地を中心にして、土地から一つしつかりと自分の生産を興して、こうという農民の意欲が高まつたとき、そういう團がはいつてきまして、農村を混濁と憎悪に満しておるということは、これははなはだ間違ひが多いのだと考へますと同時に、その机上獨善的なプランは、たゞ土地の特質も知らぬで、そこに一町歩一町何段歩を基礎としたる歸農者を入れるのだといふけれども、その土地が現在において見ても完全な農地にならないといふ場所でありまして、今日まで残つておるということも知らないで、歸農者を入れるといふばかげたこともやつております。私はこの協同組合法の成立とともに、この團の開墾という机上プランなやり方は十分改めるべきがほんとうであると思ひますと同時に、お改めになつて、將來の開墾團等を行われるときは、入植者何名お前の村にやるのだから、これだけの所を開墾していくのだという建前において、完全な部落農村との連繫のもとにやられる意思があるのかないのか、こういうことをお伺ひしたいのであります。農民が待ちに待つた土地を、みなさういふふうにして奪われるといふことは、本協同組合法による

協同組合の發展上、はなはだ阻害あるものだと考へますので、御意見を伺ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 御指摘になりましたやうな事實が農地開發團にあるといふことは、まことによくないことだと考へますので、改めたいと思ひます。

「開墾事業について開墾協同組合といふやうなものも當然できる可能性のあることは、これを是認したすのであります。開墾協同組合等ができて、ほんとうに自主的にその地方における開墾地をつくりまして、協同組合の形から開墾が行われてまいりますること、ほんとうに望ましいことであつて、むしろ開墾團等が、事情に即せず乗り込んで不徹底なる仕事をするより、清澤君の御指摘のよるな方法に指導していきたいと考へております。

○清澤委員 次に、協同組合によつてわれわれ農民がほんとうに起ち上らんとしまするとき、實は非常な迷ひでありますか、不安に襲われております。それは何であるかお申しますと、今の日本の農業政策において、將來どうしていくのだといふことが、具體的にはつきり、まだいろいろな面できまつておらない。これはひとり日本の政府ばかりでなく、學者の説、農業者とでもいつたやうな人の説を見まして、抽象的な農村民主化であるとか、それがためには土地の解放が第一で、第二が近代農村をつくるのだ、有畜機械農業をやるんだ、あるいは適正な農家をつくるんだとか、技術増進をするのだといふやうな抽象的なことだけは、われわれが耳が痛くなるほど聴く

のであります。しかし實際日本の農村を、これからどういふふうにもつていくかという面に對しましては、何れわれわれはつきりわからないのであります。農民は知らないものであります。殊にその方向が定まらぬといひますれば、農業協同組合によつて開墾し、あるいは何かを増産するといひましたしても、これはなかくできがたいことだと思つて、せつかくしたことがあとになつて變つたといふことになれば、百日の説法何とかがいふことになるのであります。どうしてもこの際私には日本の農政を、農林省が中心になつて斷然考へていかなければならぬ時期に到達しておると思つてあります。しかも巷間傳へまするならば、日本の食糧はカロリー食にして四千四百萬米石のカロリーが足りないのである。また米においては年々千數百萬石足りないことは事實でありまして、これをただ單に輸入にまつといふことは、日本の現實の財政からいいたしましても、財政上の問題として十分考へなければならぬ。だから日本の國においては食糧の自給策をできるだけせんければならぬ。だから開墾はこつていくのだ、といふやうなことを言われていゝのであります。最近においてはその開墾自身においても疑惑ができてきている。ある一方においては、今の農林省からいけば、それらはみんな米の増産をはかるというやうなことを考へていゝけれども、また一派の學者あるいは政經家といふやうな人たちの話を聴くと、それは米にするには要らないで、米にするためにかけ

る經費やいろ／＼の工事費があるならば、それを生産加工の方にほんとうに向けていゝて、あるいは畜産の大増産によつて、カロリー食を中心にした総合食糧のことを考へれば、日本では自給食ができるのだといふ議論も、ある方面では聴いていゝ。われわれはさういふことに對しては、後者の場合がかえつて可能ではないかと考へております。そうしますと、日本の將來の農政に對しては、根本的に食糧問題一つについて考へてみて二、三に分れていゝ。これがどうしても開拓によつて米を自給していくという農政がはつきりしますと、畜産を中心にした食糧の使ひ方をカロリー食でやつていく総合食糧等によつて、米は副次的な、もしくは主體性をもつけれども、將來の日本の食糧政策は、米だけでなくすべてを混ぜた食糧政策を行ふのであるといふやうなことに變りますならば、従つてわれわれのやる開墾のやり方も、あるいはまた畜産のもち方も、水産に對する考へ方も、その他穀物の増産も、すべてが根底から變つてくるのであります。ちやうど今養蠶人が、將來の輸出の養蠶を中心として、どうしても今ここで少くとも決定しなければならぬことは、輸出を對象とする養蠶業をやるのか、國內生産を對象とする養蠶業をやるのかという悩みをもつと同じで、この農業協同組合の發展を期する上からも、食糧を中心にした日本の農政が一日も早く決定せらるべきことを、私は要望してやまないものであります。これがなかつたならば、明日からかからんとする協同組合が、何を主體として自分らの増産の目的とするか、本氣に百年の大計を立つて進むといふことはできないので

あります。かりに申し上げてみますならば、日本人は米だけでなく、日本の食糧自給策を畜産その他のもので、一切カロリーの政策が行われるのだとするならば、これらは明日からできるのではありません。何も肥給の量を米二合五勺ぐれとか、三合ぐれとかいふやうな表現をやめて、歐米式にカロリー千何百カロリー一日に配給するのだ、こつていゝ表現ができます通り、根本からそのやり方が違つてくるのではないかと考へますので、少くとも農林大臣として、日本の農政の根本政策をきめられるといふ意思があるのか、すでにきまつていゝから、さういふことはお前にならないのだと言われるのか、それをまづお伺ひすると同時に、きまらないといひましたならば、少くともさういふ大調査機關くらいをつくつて、早急にきめる意思があるかないか、この三つをお伺ひしたいと思つてあります。

○平野國務大臣 食糧政策全般に關する考へ方といたしましては、米、麥、甘藷、馬鈴薯といふやうな澱粉を中心といたしますところの食糧を主要食糧と考へ、魚肉あるいは牛肉等のいわゆる蛋白、これに鯨油、魚油という脂肪及び米ぬか、あるいは大豆、あるいは菜種、ごまといふ脂肪給源も併用いたしましたる総合的食糧政策をとつていきたい。かように考へておる次第でございます。

○清澤委員 ただ総合的の政策だけでは私は問題にはならないと思ひます。それらのものを数字の上に表わしてはだかなければ、自分らの協同組合をつくつていきまする上に、非常な支障が

ある。こういう建前でお伺いするのでありますから、もつとはつきりした数字を表現してもらわなければならぬと、いうことを要求しておるのであります。

○平野國務大臣 現在の食糧備給推算は、日本の農民諸君が全力を傾倒して、あらゆる分野に生産をせられてもなお不足であろうという考え方になるのであります。決して需給の見透しの上において、農民がたたくさんつくられたからと言つて、その邊を調節する意思はない。従つて農業協同組合をつつて、各組合において、その生産面において全力をあげていただくというこ

で決して心配はないと思つておきます。
○清澤委員 今の農林大臣の言ひ方が悪いのです。足らぬからじやないのです。餘らせるためにどうするかというのです。私のお伺いしておるのは、餘らせるために一つの根本政策をきちんときめていただかなければならぬ。いよいよ餘つてきたときに、こつちがこうなつたからそれは要らぬから、もう一度全部木を抜いて、あとまた植えるというやり方であれば、農業協同組合で増産を考へても何をしてもどうにもならぬから、足らない混雑期の中から日本の農政を、せめて食糧くらいを中心にして、根本的に具體的のものをもつてもらいたい。その具體的なものに従つてわれわれは全面的に協同組合をもつて協力していこう。こういうことになるのであります。ただ困つては、何れでもつくつてくれという結論に、われわれは今まで泣かされてきたのであります。そういうことは問題になりませんから、それを一日も早く立ててもらわなければならぬ。こういう質

問なのであります。

○平野國務大臣 その面に關しましては、今回も農業生産調整法によりまして、農業統計をはつきり握りまして、ただいま御指摘のような心配のないように農政の根本をとつていきたい。かように思つております。その點御安心願ひたい。

○野澤委員 清澤委員の質問は、食糧生産増産の上と協同組合との關連において重大なる發言でございますが、これは農業生産調整法とも關連した御質疑と思つておりますので、いづれその際に十分なる質疑をしていただくことになつてしまつて、次に八木委員に發言を許します。

○八木委員 独占禁止法と連合會の經濟事業との關連について簡単に伺ひます。
先ほど伺ひますと連合會が構成せられて、販賣、購買、どの場合をとつて考へても、協同組合として健全な發達を遂げていきますと、事實上獨占的、一元的な販賣行為ができる。現に生絲のごとき明治三十三年の産業組合を基礎として、今日まで生き残つておるものもありません。すでに輸出まで實質上一手にやろうという意氣込みをさへもつておるのでございますから、前途に雄大な希望をもつて協同組合運動を推進する意味から、独占禁止法との關連がどうなるかという一點を伺ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 これは下から盛り上げる農民の自主的な協同組織の上に積み立てられた事業として發展してまいるのであります。従來の農業會あるいは産業組合等のごとき、ただ自分のつくつたものを協同して高く賣ろう、買

うものは安く買おうという趣意のみからできておる協同組合ではないのであります。言いかえませれば、協同の面において農業生産の増大をはかるという點から出發するところの協同組合でありますから、御指摘のような独占禁止法等に觸れる發展等にはならないと考へております。

○八木委員 重ねて念のために伺つておきたいのですが、独占禁止法の立案の趣旨が、その筋の指示もあつて出てきたような経緯にも鑑みまして、この業に携わつております私に、特にしつこく了解するまで話してくれというふうには言われておりました。農産家が生絲にし、さらに織物にし、これは今すぐ連合會が結成できるのだ。十二條の二號そのままでできるのだが、結局結成して進展しようとしたら頭をたたかれたというのではどうもならぬから、この點農林當局は關係方面の了解も十分得ておいてくれと念を押されておりますので、この際念のためにその方面の了解が十分あるかどうか伺わせていただきたい。

○平野國務大臣 特に蠶絲業、製絲業が従來やつてきたその型をそのまま發表せられまして、かような形であれば独占禁止法に觸れるではないかというお伺いであるとするれば、これは確かに、独占禁止法に觸れる形と言わざるを得ない。しかしこの際はつきり申し上げておきたいと思ふことは、先刻申し上げたように、この協同組合の根本精神に従つて、眞に自主的な協同經營を行はう。こういう意味から發達する協同組合がだん／＼重なつて、従來のような段階をとつて大きくなつたものについては、いわゆる独占禁止法の適用は受

けない。従つて基本原則をいたしましては、協同組合の精神を、眞に純眞に遵奉いたしますところの團體が相當大きく形成せられましたも、独占禁止法には觸れない。こういう法の解釋であります。これは同法の第七條において大體さうに御承知願ひたいと思ひます。但しここに申し上げておきたいことは、純眞に發達する協同組合の内容として、もしそれが單に營利を對象とし、單に共同のもの高く賣らうというところで、北委員からお話がありましたように、大きな組織に發展して、これは独占禁止法に觸れないかと言へば、法律的にどうであつても一種の獨占的なものにならう、かように考へるのであります。その點は微妙でありますから繰り返して申しますが、眞に協同組合の精神に則つて發展いたします團體は独占禁止法の適用を受けない。こういうふうにご了解願つてよろしいのであります。

○八木委員 だん／＼わからなくなつてまいります。大臣のお見えにならないうちに尋ねました。連合會の構成員の組織として、十二條の二項の二號に、他の法律により設立された協同組織體といふのを組織員にしております。これは産業組合を一應指しておるといふふうに承りました。この産業組合は連合會のメンバーにはなれる。連合會の組織員にはなれるが、これは純眞な、大臣が言われるところの七條に基く發達を遂げたものでなくして、一應これは解體してしまつて、これから先にだん／＼育つていくところの協同組合が結果として全國的になつたときにはよろしい。今できておるのは独占禁止法に觸れるということに

なりますと、何が何だかわからないやうなことになる。産業組合法を存置した意義も掘り下げて伺ひたいのでございます。もう一應恐縮でござい

ますが、御答願ひたいと思ひます。
○平野國務大臣 協同組合の發展の結果、相當に段階的に大きくなつたものが独占禁止法に觸れるか觸れないかという問題は、それは觸れないのであります。但し一言申し上げたようにその目的、やり方が眞に營利を目的としておるものとか、あるいは協同組合の本來の精神に違つたやうな形になつた場合には、それは法律にどうあると、独占禁止法に觸れるべき團體となる。か

○八木委員 この問題は抽象的に論じてもわかりませんので、私は具體的な一例を爾の加工販賣事業にあげたのであります。農産物の爾を加工し、利潤を目的としない營利を目的としない、組合員の利益増進のために、組合員の農産物改善發達のために、利潤を追わず營利を追わず、組合員の利益のためだけに精進しておる産業組合が、今日現に發達してまいつておるのでありますから、この姿が協同組合という新しい法制によつて、これから出直しをして將來なつたときはよろしい。現實の産業組合ではいけないという根據がどうしてお納得きかぬますので、重ねてお伺ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 私の言うておることをひとつ御解體願つていただきたいと思ひます。この協同組合から發展するものは独占禁止法に觸れない。これをまず頭においていただきたい。その他のものについては、そのやり方が間違つて独占禁止法に觸れるやうな形にな

つたような場合においては、それはやむを得ない。こう申し上げたのです。

○重富委員 一、二點お伺いいたします。この法案を大體見ますと、この法案に出ていますところの指導理念といつたようなものが、相當こんがらがつておるようによろしく考え得られるのであります。なおもつと研究してみなければ、その點はつきり申し上げるわけにはいきませんが、従いましてこの法案を立案されたときの指導理念といつたようなことにつきまして、この前に局長にお尋ねしたのであります。了承できませんので、重ねて農林大臣にお尋ねいたします。

○平野國務大臣 ちよつと聞き漏らしたのですが……

○重富委員 この協同組合を指導していかれます上の理念ということについてお教え願いたいと思つて、と申し上げたのは、この法案を通過いたしますと、相當その點につきまして、こういう方針でいつているのかと思つて、ある點にいきますとそれと反對の方向に向つておるようにも見えますし、どうもはつきりしない點がありますから、これを立法されましたときのいわゆる指導理念についてお尋ねいたすのであります。

○平野國務大臣 これは提案理由のときに申し上げたそのままを指導理念と御解釋願いたいと思つて、ごく簡単に申し上げます。第一は自由の原則第二は組合の自主性というところ、その他に大體の重點があるのであります。その他の點については、提案理由のとき申し上げたことを基本原則とお考え願います。もし具體的にこの點とこの點が矛盾するといふ御指摘であれば、

はつきりお申出願います。

○重富委員 その點につきましては後刻また申し上げたいと思つて、

○大島委員 私は三點についてお尋ねしたいのであります。實は本件にはあまり深い関係をもつておりませんが、明後三十日に迫る食糧委員の選挙の問題であります。實は昨日電報に接して急遽縣にまいりましたところ、この食糧委員の選挙が、農林省からただ選挙しろというだけであつて、どういふふうによれといふことは一つもない。従つて町村長は十五名に限られたその食糧委員の選挙にあつて、町村長のかつてな方法でできる。そして選挙権は農家の戸主だけしかたない。そこでなおさらにはひじやつは大字に公認候補を一名ずつきめて地裁劃りをした場合には、その候補者がけが當選できるであつて、一町村単位に立候補していかにか票数をとりつても、それは當選できないといふような、非常に妙な選挙をやつておるのであります。それがためにきのう私はわざ／＼経済部長にも會つて、一體選挙という文字を使う以上は、選挙というものに對する社會通念があるはずである。しかるにかかわらず、こういうわけのわからぬ選挙をやるのはどういふわけだと質問したところが、農林省からそれ以上の通知が来ないからどうにもならない。こういう答辯を得ておるわけでありまして、しかもこの食糧委員は、あなたの案によりまして、本年の實態調査にも非常に大きな影響をもつてまいりますので、農民としては非常に大きな關心をもつておるのであります。しかるにかかわらず、その選挙にあつては、まるで町村長のやるこ

とであつて、しかも町村長は自動的にその委員会の委員長になるというふうなきめられておるので、町村では非常な錯覺と混亂を巻き起してあります。これに對して農林省は一體どうお考えになつておられるか、この點をやらせておるのか、この點を伺いたしたのであります。それが第一點。

第二點は、先般農産物價格の値上り差益金についてお尋ねいたしましたところ、この印刷物を頂戴いたしました。これによりまして、値上り差益金は一錢もないといふ御答辯であります。これは事實はさうであります。現に私の方の縣だけでも、値上り差益金が四百萬圓以上に達しております。その四百萬圓以上に達しておるといふ理由は、昨年の二月に米が百五十圓値上りになりましたときに、食糧管理は毎日毎日の分の拂下げを受けておるのでない。大體一箇月分に相當する食糧の拂下げを受けておつて、その後突如値上げになつたために、販賣價格は値上價格で消費者に渡されて、その差益金が私の縣だけでも四百萬圓は斷じて下つていない。これは農業者長としてよく知つておる。従つてこれが日本全國の計算をいたしますと莫大な數字になるにもかかわらず、政府の一錢もないといふ答辯は、いかに不親切であり、なおまたこれは米麥だけを申し上げたのではなく、繭、生絲の差益金に對してもお尋ね申し上げておるのであります。これらについて一言もお答えがございませぬが、これもまた非常に大きな値上り差益金があるわけであり、群馬縣の例を一つ申し上げますと、昨年度において農林省から製絲工場として許可を得た工場が、群馬縣だ

けで十九工場あります。そのうちほんとうにかまをもつて製絲をやつておる工場はわずかに八つしかない。あとの十一工場というものは、繭の割當を受けて、その繭を抱きこんで掛目の値上りを待つておつたといふこの實態を、私は農業者としてその購繭資金を融通しておる面から全部知つておるのであります。なおその以前の戰爭中に繭をかき集めておいて、戰爭終了後に貿易再開と同時にこの生絲が相當多量に輸出されておりますので、この値上り差益金といふものは五億や六億の金ではない。この莫大な金がどう處分されておるが、どう農林省では扱われておるかといふことをお尋ね申し上げたわけでありまして、これに對しても何のお答えもありません。なおまたついでにお尋ねしたいのであります。昨年の甘藷の場合に經濟安定本部に近縣の農業會長會議がありまして、私出でまいりましたときに質問しておきました。が、昨年の早稲甘藷以來農家から供出せしめた甘藷、これを食糧配給所では直ちに消費者に配給いたしますと同時に一貫目について四圓の金を取上げておられます。ところが農村に對しては價格がきまらないといふ理由で、金の拂渡しをいたしません。それが十二月末になつて、よ／＼清算ができたわけでありまして、少くとも去年の甘藷について、三箇月の間消費者から取上げた金を、抱いていた食糧管理は、この利ざやだけでも相當な金額になるはずであります。これに對して一體どう扱ひになつておるか。これもお尋ねしておきたい。値上り差益金の附帯の事業としてこれもお尋ねしておきたい。さらにもう一つは、實は二十六日に

經濟安定本部から、農産物の調整、主要食糧の供出制度要綱が發表されております。これは新聞記者にまず發表されて、新聞記者からわれ／＼は意見を求められて、初めてこの案が出たことを知つたわけでありまして、しかも國會開會中に農林專門委員といふこの委員會が現に存するにもかかわらず、その委員會に案の内容も示されることなく、突如として第三者であるところの新聞記者に發表されて、われ／＼は知らんでおるといふことで、これでは國會の運営がうまくいくかどうか。こういうことについて非常な疑いをもつておる。一體經濟安定本部と農林省とだけだけの關係をもつておるか。どういふ連絡をもつてこういう發表をなさるのか。この點も併せてお伺いしたいのであります。

○平野國務大臣 食糧調整委員の選挙をやるより通達したして、それに對して細則を付しておらぬ、こういう點であります。食糧調整委員の選挙はすでに行つておるのであります。大體選挙の方法は従来やつておる方法を踏襲するものとして、改選のみ通達したものと申しております。従つてそのやり方が非常に不當であるものについては、よく調べた上善慮したいと思つて、それから農産物の値上り差益金の管理等の取得については、ただいまここに正確な數字を持つておりません。これはこの前より詳細なる説明をいたすこととしておつたはずでございます。適當なる係官の方から詳細に調べた上御報告をいたしたいと思つて、

次に農産物調整法が本委員會に相談をせずして、新聞に發表されたのは

不届きではないか、これはこの間の委員会において、私の所信を明確に申し上げておいたのであります。もう一回申しますと、政府は法律案を決定して國會に於ける権利と義務をもつておりまして、従いまして政府が法律案として決定して、國會に提出する、國會は政府の原案を基準として、これを修正するなり否決するなりの権利をもつておるのであるから、かような法律案をこの委員会にかけずに閣議決定することは、何ら憲法ではないと信じておるのであります。しかし、かような法律ではない、たとえは供出對策要綱であるとか、あるいは供出制度をどうするかというような政策面に關しては、なるべくこの委員会にわれわれは相談をし、お諮りをするのが望ましいのでやつておるのであります。法律そのものは委員会にかけずに閣議決定をしたからといって、何らこれは矛盾するものではない。むしろその方が正當なる手續であると考えておるのであります。

○大島(義)委員 今のお答えで私は第三點のお答えに非常に不満足を感じるのであります。今の御説によると、法律は委員会に諮らずに閣議で決定する場合があるけれども、要綱の決定に對しては委員会とよく御相談申し上げたい。こういふ大臣のお答えでありませぬけれども、二十六日に發表されたのは要綱であります。法律でも何でもない。供出對策の要綱であつて、少くともこの要綱が委員会に諮られずに發表されたところに私は一つの疑問をもつ。なお經濟安定本部の名において發表されたことによつて、農林省とどれだけの關係をもつかということを申し上げたわけでありまして、この點を明らかにしていただきたいと思つております。

○平野國務大臣 二十六日に閣議決定いたしましたものは法律であります。新聞によつて要綱と書いてあります。閣議において法律案を決定いたしました。しかしそれは法律案とか要綱という字句の問題であります。私がこゝういふ委員会に特に御相談申し上げたいと思つておるのは、正規の法律案として議會に上程するのではなく、その他現在議院の起りつつある農業政策上の諸問題については、でき得る限り御相談する機會を得た方がいい。委員会で決定されたものが法律になるという問題ではない。法律案といふのは、あらかじめ相談して、この委員会がいけないというならば出さない、こゝういふことになればむしろ不便であつて、内閣は内閣の見識に基いて法律案を國會に上程し、國會は國會の見識によつてこれを修正するなり、否決するなりする。これは憲法の條章においてむしろ正當である。憲法論の解釋といたしましては私の解釋するようでない憲法論もあるようでありまして、私は閣員の一員として、現在の法律案上程についてはさういふ考え方をもちつておるのであります。見解の相違があらますれば、法制局長官を呼んで聽いてもらひたいのであります。

○大島(義)委員 農林省が發表した、農林省が發表したという點については、両方から發表したものであります。従つてかような經濟に關する法律案は、その主たる所管省が農林省であり、安本も立案に對して參畫をいたしますので、閣議で決定したあとで安本で發表する

場合、農林省で發表する場合もある。また發表の仕方には内閣の官房長官が發表し、農林省が同時に發表する。たとえは米の放出食糧があつた場合には両方で發表するということになつておりまして、發表の形式については何ら疑いを受けることはなからう、かように思ひます。

○大島(義)委員 二十四日二十六日に發表された農業生産の調整及び主要食糧の供出制度要綱といふのは、むしろこれは要綱でなくして法律である。法律が決定されたのである。こゝう解釋していいと思つておられます。こゝういふたしませぬ、要綱である場合にはできないだけ相談をするけれども、法律である場合には相談をしない場合がある。こゝういふふに大臣は申されたようですが、その通りで差支えないのであります。もう一度お聴きしたいと思ひます。

○平野國務大臣 私は農業生産調整法の時に要綱と、こゝう言つたわけではない。たとえは供出制度であるとか、現在當面せる農業政策上の諸問題についてこゝういふ委員会の意見を聴き、御相談申し上げていくといふことは望まぬことである。正確なる内閣の閣議決定による法律は閣議が決定して國會に出す、國會はこれを審議して法律となる。修正も否決もできる。こゝういふ解釋である。こゝう申し上げたのであります。

○大島(義)委員 私が今お尋ねしておるのは、二十六日に發表された要綱に對してお尋ねしておるのであつて、これからは先に出る法律に對してお尋ねしておるのであると思ひます。こゝういふ解釋を煩わしいと思ひます。

○平野國務大臣 お問になつては、閣議で決定された後、農林省が發表する場合は、農林省が同時に發表する。たとえは米の放出食糧があつた場合には両方で發表するということになつておりまして、發表の形式については何ら疑いを受けることはなからう、かように思ひます。

ばそれで結構です。○平野國務大臣 二十六日は閣議において農業生産調整法の法律を決定したのであります。要綱を決定したのではない。新聞には要綱が書いてあるものであつて、閣議決定は法律を決定したのであります。従つて近く農業生産調整法は國會に提案されることになつております。

○八木委員 大島委員よりお尋ねの事項は、先般私も二十六日に當面した問題として、大臣の所見を伺ひまして、本日また重ねて問題が出たのであります。これは國權の最高機關たる立法院に席を置くわれわれとして、われわれの格譽と責任において、慎重に今後の處置を考へてまいりたいという意思より、私はこの際大臣の今後の措置について伺ひたい。何もわれわれはこゝに、行政院と立法院の權限を、どういふ意味合ではない、現實の問題といたしまして、大島委員はおそらく選挙區において、私は自宅からこゝへ來る途中において、あの新聞記事をめぐつて、いろいろ問題が数多くの國民諸君から問われておるのであります。その際に新聞を読んで初めてわれわれが知るといふのは、いかにも國會開會中、行政院と立法院との間に何かしつくりしない點があるような印象を國民に與えるのであります。どうか今後、新聞の發表はそのまゝの原稿を委員會開會中の委員にお配りくださるくらいのご誠意があつてしかるべきと思ひます。今權限を云々しているわけではありませぬが、今後これの處置については、善意なる協力をいたしていただきたいという意思より、その點の言明を煩わしいと思ひます。

○平野國務大臣 お問になつては、閣議で決定された後、農林省が發表する場合は、農林省が同時に發表する。たとえは米の放出食糧があつた場合には両方で發表するということになつておりまして、發表の形式については何ら疑いを受けることはなからう、かように思ひます。

○大島(義)委員 農林省が發表した、農林省が發表したという點については、両方から發表したものであります。従つてかような經濟に關する法律案は、その主たる所管省が農林省であり、安本も立案に對して參畫をいたしますので、閣議で決定したあとで安本で發表する

場合、農林省で發表する場合もある。また發表の仕方には内閣の官房長官が發表し、農林省が同時に發表する。たとえは米の放出食糧があつた場合には両方で發表するということになつておりまして、發表の形式については何ら疑いを受けることはなからう、かように思ひます。

○大島(義)委員 農林省が發表した、農林省が發表したという點については、両方から發表したものであります。従つてかような經濟に關する法律案は、その主たる所管省が農林省であり、安本も立案に對して參畫をいたしますので、閣議で決定したあとで安本で發表する

場合、農林省で發表する場合もある。また發表の仕方には内閣の官房長官が發表し、農林省が同時に發表する。たとえは米の放出食糧があつた場合には両方で發表するということになつておりまして、發表の形式については何ら疑いを受けることはなからう、かように思ひます。

○大島(義)委員 農林省が發表した、農林省が發表したという點については、両方から發表したものであります。従つてかような經濟に關する法律案は、その主たる所管省が農林省であり、安本も立案に對して參畫をいたしますので、閣議で決定したあとで安本で發表する

場合、農林省で發表する場合もある。また發表の仕方には内閣の官房長官が發表し、農林省が同時に發表する。たとえは米の放出食糧があつた場合には両方で發表するということになつておりまして、發表の形式については何ら疑いを受けることはなからう、かように思ひます。

定したのであります。この點明確に申し上げておきます。

○野澤委員長 この際委員長から發言いたします。それは特に差益金の處分の結末については、農林大臣より本委員會になるべく早く報告するということとが先般の質問應答の中にあつた。しかるに本日あらためて大島委員より再度の質問があつた。この際特に委員長から農林大臣に要望しておきますが、来る委員會の開會までこの處分結末につき報告書を求めます。

○的場委員 これは協同組合の事業に關する問題であり、非常に重大な問題であり、農林大臣にちよつとお尋ねをいたしておきます。最近これら安定本部あるいは商工省で考へられている衣料品の配給を實施しようという製綱では、従來會員に配給する衣料品は農業等でも指定を受けて配給しておつたものが、消費組合に組織をせしめなければ配給できない、すべて商人だけで配給をして、今後生れんとする協同組合なども、農家の作業衣等の衣料品はまったく配給できないような規定になつていようであり、これを農業省の消滅するど

きる見込みなのか。今農林省が考へておられるようなことであれば、われわれは大いに賛成ができると思うのであります。農林省の考へておられることがわれわれの聞くようなことであるのか。またはそれが實現できる可能性があるのか。衣料品取扱いに對する規定の問題がよくわかりませんから、よくわかるように御説明を願ひ、御所見を伺いたいと思ひます。

○山添政府委員 衣料品の配給につきましては、過去においてもいろいろ問題があつたのであります。今同公團制度等になりましたときにおいて、まづ現在の指定されている業者が中心になつていくわけであり、その場合に農業省がどういふふうに扱われるか。これは農業省で指定業者とされておりますものは非常に少いのであります。そして農業省が消費組合等になつていけるものについては認めようという案になつていけるのであります。しかしこれらのごときについては、將來の協同組合の行方、事業を考へますときに、現在の農業省がかりに強制加入等を伴つた團體であるといつたし、また、ただいまの案のごとき取扱ひ方では適當でないといふので、農林省と商工省との間で協議中でございます。しかしながらこれがどういふふうになつていくかといふことにつきましては、いろいろ關係がありますので申し上げることもできないし、また私自身もしかとここに御満足のかような答辨をいたすわけにいかない、いろいろな事情があるわけであり、

○的場委員 大變奥歯にものはさまつたような御答辨で、了解に苦しむのであります。大臣としても、こうい

う問題についてはひとつ十分關心をもつて、今農林省、事務當局が考へておられるように實現されるべく、お骨折りを願ひたいと思ひます。常に何か問題があり、農林省は弱腰で、安本からやられてしまつたり、商工省に引きまわされたりするようでは、われわれの農林省としてまことに心細いものを感じますから、ひとつ元氣を出して、こういう問題は農民が喜ぶようにする。今度できる協同組合がすくすく育つていくために、われらの衣料品はわれらが取扱ひ得るような形にもつていけるようにお骨折りを願ひたいと思ひますが、大臣はいかに考へになつておられますか、お伺ひいたします。

○平野國務大臣 御趣旨の點はまつた、私も同感するところであり、十分さうに盡力したいと思ひます。

○坪井委員 ただいま衣料品だけでありますけれども、おそらく國民の生活必需品といふ點から見ても、農業において生産する部門が多いのであります。主食におきましても、あるいは薪炭、その他木材におきましても、ほとんど國家の必需物資といふものの生産は、農民の増産にまたなければできないのであります。そういう點から見まして、今までの農業の行はれてきた點から見ますと、事業がほとんど資金難、その他物資難である。商工業者の方は、一例をあげるならば、肥料會社等において肥料の増産をする。一昨年のごとき五十餘萬トンの硫酸をつくるという計畫生産において、食糧の特配なり、あるいは資金の融通なり、その他必需物資を放出しておきながら、二十一萬トンしか生産できなかった。計畫生産

において、それらの物資を放出しておきながら、これができなかったというものについての處理を、どうしていくかといふようなことについても、政府にはあまり具體的な考へもない。農民はそれに相反して、いろいろ生産、供出をいたしまして、しかる後價格の拂いが遅かつたり、あるいはまた農家の衣料、農機具、肥料物資等がいつても手遅れとなつておる。しかも時期遅れといふような觀點から見まして、過去のよきな農林當局のやり方においては、決して信頼が得られないのであります。今は衣料品だけでありますけれども、肥料初め、農機具、必需物資その他一切において、今後生産を増強し、あるいは供出をせしむるならば、むしろ計畫生産において三千萬トンの米をかりに生産するといふならば、それに必要な目標に向つて必要な食糧の特配、農機具、必需物資、衣料、そうしたものをお先に計畫目標において配給すべきであります。いわゆる手も足も先にやるべきである。しかもそれが供出して、もらえないといふことであつて、商工業者と農民との間に二重の差別的な待遇、扱ひをしていけることは、まことに遺憾であると存じます。今後この點については、今度できるこの協同組合においては、農業の當時に行つた方針を掃いて、必ずやこの計畫生産に向つて、必要以前に、これを早く農家のところまで届けるというよきな方向にもつていかなかつたならば、政府に信頼もなし、農民の増産意欲が減退するといふ點から見まして、商工業者は常に利潤の回収が早いから、何でも虚に乗じて、農民はいつも不利益を招いておる。どうかこの點につい

ては、今度の協同組合をつくる觀點から、農林大臣はどこともそれは商工業者と平等扱ひをするのだ。必ず先にやるのだ、なおまた計畫的にこれを實施するのだといふ點について、農林大臣の御所見をお伺ひいたします。

○平野國務大臣 農村必需物資に關しましては、特に農民の立場を十分考へまして、農林省が特別に盡力をいたします。農林省が特別に盡力をいたしますことは當然であります。御趣意に従ひまして十分善處したいと思ひます。

○野澤委員長 この際お諮りいたします。政府當局に四時半に退席しなければならぬ用件があるようでございますから、本委員會は明後三十日午前十時に開會いたします。なお明二十九日午後一時から、豫算委員會におきまして理事會を開催することになりました。なお午前中議題となりました食糧供出對策小委員會に關する件が、理事會に一任されておつたのでございますが、理事會の會議の結果、一名農民黨からの増員を承認いたしましたので、これを許すことになつたと思ひます。農民黨北委員を増員いたします。では散會いたします。

午後四時三十六分散會